

改葬許可申請方法について

洲本市内の墓地に納骨されている遺骨を市内の他の墓地や市外の墓地へ移動する場合は、改葬許可証が必要になります。

改葬許可申請書は【記入例】を参考にご記入の上、以下の書類をご提出ください。

【必ず提出していただく書類】

書類名	説明及び注意点
①改葬許可申請書	「上記の埋葬の事実を証明します」については、現在の墓地の管理者に証明をもらってください。
②受入証明書	改葬先の墓地管理者の方に証明をもらってください。 墓地使用者の欄には原則、申請者の方のお名前を記載してください。→⑦参照
③戸籍(除籍)謄本	改葬される方の <u>死亡年月日</u> の記録されたもの 住民票除票でも可
④申請者と改葬される方との続柄がわかる戸籍	③の戸籍謄本に申請者が記載されている場合は提出不要です。

【必要に応じて提出していただく書類】

書類名	説明及び注意点
⑤死亡者に関する事項 (別紙)	改葬される方が2名以上の場合、2人目以降の方のお名前、必要事項をこの書類に記載してください。
⑥改葬承諾書	現在の墓地の使用者と申請者が異なる場合は墓地使用者の承諾が必要です。
⑦墓地使用承諾書	改葬先の墓地使用者と申請者が異なる場合は、墓地使用承諾書が必要です。
⑧現在の墓地の地図等	現在の墓地の所在地番が分からぬ場合は、地図にて場所を示してください。
⑨返信用封筒(切手貼付)	許可証の受け取りを郵送でご希望の方 戸籍謄本原本等の返送を希望される場合は切手を多めにご準備ください。

改葬許可証の発行には申請書受理後、概ね1週間から10日間程度を要しますので、あらかじめ余裕をもって申請書をご提出ください。

申請書の提出は郵送でも受付けております。

申請方法についてご不明な点等ありましたら、下記までお問合せください。

◇お問い合わせ及び申請書提出先◇

656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

洲本市市民生活部生活環境課 衛生業務係

0799-22-3321 代表 0799-24-7607 直通